

平成 19 年 12 月 7 日

金融庁総務企画局企画課保険企画室 御中

全 国 銀 行 協 会

保険業法施行規則の一部改正案および金融庁告示案に対する意見の提出について

平成 19 年 11 月 6 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

保険業法施行規則の一部改正案等に対する意見

| 番号 | 条文・項目番号 | 確認事項 | 理由 |
|----|--------------------|--|---------------------------------------|
| 1 | 保険業法施行規則第212条の2 | 保険業法施行規則等の一部改正(平成17年7月8日公布)時の「銀行窓販に関する保険法令解釈事例集」において、「全面解禁の際に、賃貸住宅を住宅関連長期火災保険の付保対象に含めることとしている(モニタリングの結果、必要があれば見直しを行うこととしている。)」との記載があるが、12月22日より施行規則第212条の2第1項第1号に掲げる保険契約として、賃貸住宅に対する住宅関連長期火災保険契約の締結の代理を行うことができるとの理解でよいか。 | 付保対象についての法解釈を確認するもの。 |
| 2 | 金融庁告示 保険金額の算定方法 | 平成17年7月に公表されたパブリックコメントの回答において、地域金融機関特例の小口規制に係る1,000万円限度額の通計に関しては、「代理店分担を行う場合は当該銀行等の取扱割合分を算入することにより」とされているが、第三分野保険における入院給付金等の上限金額についても、同様の考え方でよいか確認したい。例えば、分担割合が5:5の場合、特定疾病の入院給付金については、日額20,000円まで募集可能となるという理解でよいか。 | 第三分野保険に係る分担割合の考え方についても同様であることを確認するもの。 |

平成 19 年 12 月 7 日

金融庁監督局保険課 御中

全 国 銀 行 協 会

保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正案に対する意見の提出について

平成 19 年 11 月 6 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正案に対する意見

| 番号 | 条文・項目番号 | 確認事項 | 理由 |
|----|--------------------------------|--|--|
| 1 | 保険会社向けの総合的な監督指針 -3-3-9-1(3) | 「銀行等と保険会社との間の委託契約等において、その業務分担が明確に定められているか」とされているが、「委託契約等」とは必ずしも委託契約自体を変更しなくても覚書の締結で足りるとの理解でよいか。 | 銀行と保険会社との業務分担の明確化の具体的な方法について確認するもの。 |
| 2 | 保険会社向けの総合的な監督指針 -3-3-9-1(3) | 以下の事例のように、保険会社ごとに委託契約書の業務分担内容が異なった場合、銀行等における顧客への明示は、「契約内容に関する照会への対応等」のような表現により、まとめて記載することが可能との理解でよいか。 A 保険会社： 銀行等が、契約内容に関する照会への対応、顧客からの苦情・相談への対応、保険金等の支払手続きに関する照会等を含む各種手続き方法に関する案内、を担当 B 保険会社： 銀行等が、契約内容に関する照会への対応、顧客からの苦情・相談への対応、を担当 銀行等から顧客への明示は、「契約内容に関する照会や顧客からの苦情・相談への対応等」とする。 | 顧客への具体的な明示方法を確認するもの。 |
| 3 | 保険会社向けの総合的な監督指針 -3-3-9-1(3) | 例えば、顧客からの照会を保険会社へ取り次ぐことを業務分担とした場合、「顧客からの照会を受けた場合は、速やかに保険会社へ取り次ぐ」ことを顧客に明示する対応は、監督指針の趣旨を踏まえているとの理解でよいか。 | ビジネスモデルにより業務分担の考え方には様々な形態が考えられるため、その水準を確認するもの。 |
| 4 | 保険会社向けの総合的な監督指針 -3-3-9-1(3) | 顧客への明示について、お問い合わせ先は、「苦情・相談の受付先を記載し、個別の契約内容は、顧客が保険契約を締結された店舗」とすることが可能との理解でよいか。 | 顧客への具体的な明示方法を確認するもの。 |
| 5 | 保険会社向けの総合的な監督指針 -3-3-9-1(3) | 業務内容によって銀行等・保険会社双方が対応可能な場合(業務分担をしない場合)の顧客への明示は、「銀行窓口または保険会社窓口へ確認」等とすることでよいか。 | 監督指針において求められる業務分担の方法について確認するもの。 |

| 番号 | 条文・項目番号 | 確認事項 | 理由 |
|----|--------------------------------|---|---|
| 6 | 保険会社向けの総合的な監督指針 -3-3-9-2 | 「事前に顧客の同意を得なければ保険契約の締結の代理又は媒介ができないようにするための必要な措置」とは、例えば、以下のような利用同意取得手続きをルールとして明確化し、マニュアルに明記することの理解でよいか。 保険募集(個別商品の説明、勧誘)に先立ち顧客に書面を交付し、情報の利用とその目的を説明 口頭で顧客の同意を取得 の手続きを踏まえていない商品説明等の保険募集行為は厳禁 利用同意を取得した旨をデータベース等へ登録 書面への署名押印により改めて同意を取得 | 監督指針の改正を踏まえた利用同意の手続きについて確認するもの。 |
| 7 | 保険会社向けの総合的な監督指針 -3-3-9-2 | 個別商品に言及しない、保険に関する一般的な情報提供(定期保険、終身保険等の一般的な保険の仕組み、保険による保障付保を検討する際のポイント等、マネー雑誌やFP等により一般的に広く紹介されている情報)は、「事前に顧客の同意を得なければできない行為」には該当しないと考えるがその認識でよいか。 | 「事前に顧客の同意を得なければ保険契約の締結の代理又は媒介ができない(注では、事前に同意を得なければ、(個別の)商品説明を行えない)」ことの対応可能な範囲を確認するもの。 |
| 8 | 保険会社向けの総合的な監督指針 -3-3-9-2 | 上記7における「一般的な情報提供」を行うためのセミナーの開催と非公開金融情報を利用したDM・TMによる案内、一般的な情報を記載した小冊子の配布は、「事前に顧客の同意を得なければできない行為」には該当しないと考えるがその認識でよいか。 | 「事前に顧客の同意を得なければ保険契約の締結の代理又は媒介ができない(注では、事前に同意を得なければ、(個別の)商品説明を行えない)」ことの対応可能な範囲を確認するもの。 |
| 9 | 保険会社向けの総合的な監督指針 -3-3-9-2 | 上記7における「一般的な情報提供」を行うためのセミナーについては、既に様々な形で実施されている「保険セミナー」のように、セミナー名に「保険」の文字が入っていても、「事前に顧客の同意を得なければ実施できないセミナー」には該当しないと考えるがその認識でよいか。 | 「事前に顧客の同意を得なければ保険契約の締結の代理又は媒介ができない(注では、事前に同意を得なければ、(個別の)商品説明を行えない)」ことの対応可能な範囲を確認するもの。 |
| 10 | 保険会社向けの総合的な監督指針 -3-3-9-3(4) | 「保険募集指針の書面による交付又は説明、店頭掲示、インターネットホームページの活用等の必要な措置」に列挙されている周知方法のいずれかを実施すれば、監督指針の趣旨を踏まえているとの理解でよいか(例えば、書面による交付・説明とインターネットホームページの活用を実施し、店頭掲示は実施しないような場合は、監督指針の趣旨を踏まえていると言えるか)。 | 改正案に顧客への周知方法が列挙されているが、例示であるのですべてを実施する必要はないことを確認するもの。 |
| 11 | 保険会社向けの総合的な監督指針 -3-3-9-3(4) | 例えば、インターネットホームページを通じて保険募集を行う代理店において、顧客の勧誘のみを行い、その後の商品説明や保険契約締結後の業務は保険会社が行う募集形態をとる場合、代理店が行う業務分担の明示は顧客勧誘のみを行うとすることでよいか。 | 保険契約締結後の業務を保険会社が行う募集形態の場合には、募集指針に保険契約締結後の業務の記載は不要なこと、また、「行わない」との明示は不要なことを確認するもの。 |

| 番号 | 条文・項目番号 | 確認事項 | 理由 |
|----|---|---|-------------------------|
| 12 | 保険会社向けの総合的な監督指針 -3-3-9-3(4) | 代理店が行う保険契約締結後の業務内容が、募集形態等(対面販売、インターネットホームホームページでのダイレクト販売等)により、明確に異なる場合には、募集形態に応じて複数の募集指針を定めることでもよいか。 | 募集指針を複数定めることについて確認するもの。 |
| 13 | 保険会社向けの総合的な監督指針 -3-3-9-7 -3-3-9-8 | 本監督指針の趣旨は、募集を行う営業店等における法令等遵守態勢や保険募集の内部監査態勢の整備と理解している。「保険募集に関する法令や保険契約に関する知識等を有する人材」とは、資格保有が必須要件ではないが、例えば、生命保険・損害保険についてそれぞれ生命保険募集人資格または損害保険募集人資格を有する人材を配置することで、その趣旨を踏まえた対応であるとの理解でよいか。 | 知識等を有する人材の定義について確認するもの。 |